

# 耐震基準適合家屋に係る固定資産税減額適用申告書

令和 年 月 日

(あて先) 会津若松市長

納税義務者の住所	電話( ) -
納税義務者の氏名(名称)	
個人番号 又は法人番号	

地方税法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額を受けるため、会津若松市税条例附則第10条の3第1項の規定により、下記の通り申告します。

家屋の所在	会津若松市
家屋番号	番
家屋の種類(用途)	<input type="checkbox"/> 要安全確認計画記載建築物 (用途: ) <input type="checkbox"/> 要緊急安全確認大規模建築物 (用途: )
家屋の構造	( )造・( )葺・( )階建
床面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	年 月 日
登記年月日	年 月 日
耐震改修工事 完了年月日	令和 年 月 日
地方税法施行規則 附則第7条第14項の補助	円
耐震改修に要した費用	円
備考	

(注1) 申告書には、必要書類等を添付してください。また、必要書類については下記をご参照ください。  
(注2) 耐震改修が完了した日から3カ月を経過した後に申告書を提出する場合は、その理由を備考欄に記載してください。

### 申告書に添付する必要書類

1. 耐震改修に要した費用を証する書類(工事明細書と領収証書の写し)
2. 地方税法施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る決定通知書の写し
3. 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し
4. 地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類

### 固定資産税の減額について

#### ○適用条件

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられる家屋(以下の①及び②)で、耐震診断結果が報告されたもの
  - ①建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認計画記載建築物
  - ②建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物
2. 平成26年4月1日から令和2年3月31日の間に、政府の補助を受けて建築基準法に基づく耐震基準に適合させるよう改修工事を行ったもの

#### ○減額される期間

工事完了年の翌年度から2年度分

#### ○減額の内容

対象家屋の固定資産税額の2分の1が減額がされます。  
ただし、固定資産税額が当該改修費用の100分の5に相当する額を超える場合には、当該改修費用の100分の5に相当する額の2分の1が減額されます。